

大阪市立大学数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点
運営委員会規程

令和元年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学数学研究所（以下「数学研究所」という。）が運営する数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点（以下「拠点」という。）に設置する大阪市立大学数学・理論物理の協働・共創による新たな国際的研究・教育拠点運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 数学研究所所長
- (2) 数学研究所所長が指名する者25人以内
- 2 前項第2号の委員の過半数は、大阪市立大学以外の者でなければならない。
- 3 第1項第2号の委員は、数学研究所所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 拠点の組織に関する事項
- (2) 共同利用・共同研究の実施方針及び実施計画に関する事項
- (3) 共同利用・共同研究に係る予算に関する事項
- (4) その他共同利用・共同研究に関する重要事項

(委員長及び議事)

第5条 委員会に委員長を置き、数学研究所所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会の議事は、委員会が別に定める事項を除き出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(共同利用・共同研究課題選考委員会)

第6条 委員会のもとに、共同利用・共同研究の公募課題等を選考するため、共同利用・共同研究課題選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、市立大学事務局大学運営部教育推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。